

天白区地域福祉推進協議会助成金関係

【説明資料】

◆令和6年度推進協助成金一覧（P1）

◆令和7年度推進協助成金一覧（P2～）

◆助成金に関する経費支出及び精算のポイント（P5～）

A 推進協事業助成金について（P7～）

B つながり応援事業助成金について（P9）

C ふれあい給食サービス事業助成金について（P10～）

D 地域支えあい事業助成金について（P14）

◆【参考】「ふれあいいきいきサロン、子ども食堂の助成金」（P15～）

◆助成金の適正管理・執行について（P17）

令和6年度 地域福祉推進協議会 事業助成金一覧

★市・区社協助成金ともに余剰金が生じた場合は、返金していただきます。

(ふれあい給食サービス事業のみ実施回数に応じた精算になります)

★コロナ特例措置は原則廃止です。(ふれあい給食サービスのみ一部経過措置あり)

	助成金の種類	助成額等(単位:円)	助成要件等				
市社協	A 推進協事業助成	180,000	●コロナ特例措置の廃止 ●推進協定例会開催など推進協運営にかかる経費、推進協主催事業経費 ●余剰金が生じた場合は返還 【対象外】 ・他団体への再助成 ・推進協構成員への謝金 ・ふれあい給食サービス事業経費				
	B つながり応援事業	40,000	●コロナ特例措置の廃止 ●「ふれあいネットワーク活動」と「ふれあい・いきいきサロン活動」の両事業の実施が必須 ●予定していた活動が実施できなかった場合、また余剰金が生じた場合は、助成金を返還				
	C ふれあい給食サービス事業助成(会食、配食)	実施回数及び参加人数等に応じて助成	●原則コロナ特例措置を廃止し、会食での実施を原則とする。(会食は最低1回以上の開催が必須) ●年4回以上、1回あたり参加者数11名以上 ●経過措置として、交流の場(1時間程度)を設ける場合はお弁当を持ち帰る場合でも会食区分とする。 (※その他条件があるため詳細はP4参照)				
区社協	A 推進協事業助成		100,000	推進協定例会開催など、推進協運営にかかる経費			
		加算	以下の5つの事業を実施する場合、事業ごとに助成金を加算する。				
			(1)	ふれあい・いきいきサロン活動(子ども食堂含む)	1か所年間	10,000	●原則、同じ場所で年6回以上開催しており、1回あたりの参加者が5名以上見込めること(上限なし) ●つながり応援、市サロン整備助成金を受けていないサロン
			(2)	福祉学習会及び介護予防啓発事業	1回	5,000	●上限4回 20,000円 ●1回あたりの参加者数が10名以上見込めること
			(3)	健康体操	1か所年間	10,000	●原則、同じ場所で年6回以上開催しており、1回あたりの参加者が5名以上見込めること(上限なし)
	(4)	名古屋市地域支えあい事業(旧お助け活動)	年間	20,000	実施学区一律		
	C ふれあい給食サービス事業助成(会食、配食)	加算	1回につき15,000 ※令和6年度限定の助成		●会食・配食すべて対象 ●上限額 90,000円 ●年4回以上、1回あたり参加者数11名以上		

令和7年度 地域福祉推進協議会 事業助成金一覧

★市・区社協助成金ともに余剰金が生じた場合は、返金していただきます。

(ふれあい給食サービス事業のみ実施回数に応じた精算になります)

★コロナ特例措置は原則廃止です。(ふれあい給食サービスのみ一部経過措置あり)

	助成金の種類	助成額等(単位:円)	助成要件等				
市社協	A 推進協事業助成	180,000	●コロナ特例措置の廃止 ●推進協定例会開催など推進協運営にかかる経費、推進協主催事業経費 ●余剰金が生じた場合は返還 【対象外】 ・他団体への再助成 ・推進協構成員への謝金 ・ふれあい給食サービス事業経費				
	B つながり応援事業	40,000	●コロナ特例措置の廃止 ●「ふれあいネットワーク活動」と「ふれあい・いきいきサロン活動」の両事業の実施が必須 ●予定していた活動が実施できなかった場合、また余剰金が生じた場合は、助成金を返還				
	C ふれあい給食サービス事業助成(会食、配食)	実施回数及び参加人数等に応じて助成	●原則コロナ特例措置を廃止し、会食での実施を原則とする。(会食は最低1回以上の開催が必須) ●年4回以上、1回あたり参加者数11名以上 ●経過措置として、交流の場(1時間程度)を設ける場合はお弁当を持ち帰る場合でも会食区分とする。 (※その他条件があるため詳細はP4参照)				
区社協	A 推進協事業助成		100,000	推進協定例会開催など、推進協運営にかかる経費			
		加算	以下の5つの事業を実施する場合、事業ごとに助成金を加算する。				
			(1)	ふれあい・いきいきサロン活動(子ども食堂含む)	1か所年間	10,000	●原則、同じ場所で年6回以上開催しており、1回あたりの参加者が5名以上見込めること(上限なし) ●つながり応援、市サロン整備助成金を受けていないサロン
			(2)	福祉学習会及び介護予防啓発事業	1回	5,000	●上限4回 20,000円 ●1回あたりの参加者数が10名以上見込めること
			(3)	健康体操	1か所年間	10,000	●原則、同じ場所で年6回以上開催しており、1回あたりの参加者が5名以上見込めること(上限なし)
	(4)	名古屋市地域支えあい事業(旧お助け活動)	年間	20,000	●実施学区一律 ●ご近所ボランティア交流会・研修会等開催経費		
	C ふれあい給食サービス事業助成(会食、配食)	加算	1回につき15,000 ※令和7年度限定の助成		●会食・配食すべて対象 ●上限額 90,000円 ●年4回以上、1回あたり参加者数11名以上		

令和7年度【区社協】加算対象事業要件説明

●事業実施ができなかった場合は、原則加算分を返還する。

(1) ふれあい・いきいきサロン活動 【1か所につき10,000円】（*上限なし）

高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動。また、学区内の一定の場所で開催するもの。（当事者のみが参加するような自主サークルは対象外）

- ① 高齢者、障がい者、子育て中の親子等を中心に、誰もが参加できること
（団地内、町内で対象を区切らない）
- ② 原則、同じ会場で年6回以上、1回あたりの参加者が5名以上見込めること
- ③ 「つながり応援事業」や「市サロン整備助成金」を受けていないこと
- ④ 1年以上の継続実施が見込めること
- ⑤ 上記要件を満たす「子ども食堂」も対象

【お願い】推進協が実施主体である「ふれあいネットワーク活動」及び「ふれあいきいきサロン活動」については、財源に関係なく活動内容（別紙1、別紙2）の提出をお願いいたします。

(2) 福祉学習会及び介護予防啓発事業【1回につき5,000円 上限4回20,000円】

福祉に関する学習会や介護予防をテーマにした講演会等を行う

- ① 学習会、事業が広く周知されていること
- ② 参加予定人数が10名以上であること

(3) 健康体操 【1か所につき10,000円】（*上限なし）

介護予防を目的に、一定の場所で定期的に体操教室を開催するもの

- ① 指導者がいること
- ② 対象であれば誰もが参加できること
- ③ 原則、同じ会場で年6回以上、1回あたりの参加者が5名以上見込めること

(4) 名古屋市地域支えあい事業 【事業実施20,000円】

見出しの事業を実施し、住民同士の助け合いによる生活支援に取り組んでいる

- ① 事業実施による助成額を一律20,000円
- ② ご近所ボランティアの交流会・研修会等を開催すること

C ふれあい給食サービス事業 【1回につき15,000円 上限90,000円】

高齢者や障がい者の方々のふれあいを目的に、コミュニティセンターなどに集い共に食事をして、おしゃべりや交流を楽しむ食事会。また、会場にこられない方に対して配食と併用実施も可能。

【令和7年度要件】

- ① 実施方法は、会食での実施を原則として配食（＊「交流なし持ち帰り方式」も含む）との併用も可能
- ② 年間を通じて4回以上実施すること。そのうち年1回以上は会食（＊「交流あり持ち帰り方式」も含む）を実施すること
- ③ 1回あたりの参加者が11名以上見込めること
- ④ 対象者が食材料費用の全部または一部を負担すること

《＊経過措置について》 期間は令和6年度から当面の間

(1) 会食、『届ける方式』の配食に加え、『持ち帰る方式』も助成対象とする。

(2) 持ち帰る方式は原則として配食区分での助成とするが、食事を持ち帰るに際して参加者が一堂に会する交流の場（1時間程度）を設ける場合は、会食区分での助成とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ① レトルト食品を配布するなどの給食方式を継続する場合は、一人あたり、主食を含む1食分相当の食事量を確保すること。（おかずのみは不可）
- ② サロン等他の地域活動との抱き合わせは避け、単独の開催とすること。

《会食区分》

- ① 集合して交流会+その場で食事
- ② 集合して食事のみ
- ③ 集合して交流会+弁当持ち帰り
『交流あり持ち帰り方式』

《配食区分》

- ① 対象者の自宅に配る『届ける方式』
- ② 集合して弁当を持ち帰るのみ
『交流なし持ち帰り方式』

《返還金等について》

● 申請書の実施回数が実施できなかった場合は、未実施回数分を返還いただきます。
「会食方式」で申請したが「配食方式」に変更して実施した場合も、差額の返還が必要です。

（ただし、天候等やむを得ない事情により中止・変更し、経費の一部を執行している場合は返還不要）

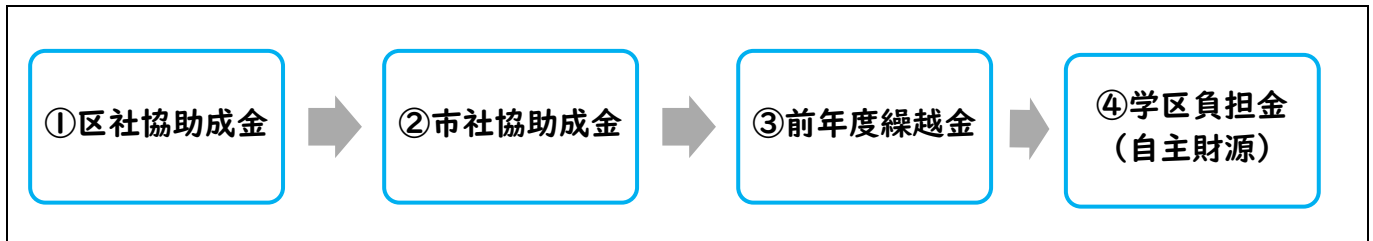
〔（注意！）申請実施回数が実施できない場合は、年度末に返還金が発生しますので、経費支出にご注意いただき返還金を残しておいてください。〕

● 実施回数が申請回数を上回った場合や配食方式を会食方式に変更した場合の年度途中の追加助成はありませんので、ご注意ください。

地域福祉推進協議会 事業助成金に関する 経費支出及び精算のポイント

《経費支出・経理事務》

(1) 助成金執行の優先順位は下図のとおり



- (2) 金銭の出納は、金銭出納帳（任意様式）に記載。
- (3) 助成金の使途が分かるように、**領収書を事業終了後3年間保管。**
- (4) 本会からの助成金交付通知書等の関係文書の一括保管。
- (5) 物品購入（ネット通販等）でキャッシュレス決済を利用し、推進協名の領収証の発行が難しい場合は、購入したものの明細と推進協発行の支払証明（別紙）で領収証の代わりとします。推進協口座でデビットカード（※）をつくり、それを支払いの際に使用することも可能です。
※カードでの支払いと同時にご自身の銀行口座から引き落としがされる仕組みのカード
- (6) 年度途中に代表者や口座名義などの変更があった場合はその旨をご連絡ください。

《精算の単位》

推進協への助成金については、下記の4つの事業単位で精算ください。精算の考え方がそれぞれ違う点がありますのでご注意ください。

A 推進協事業助成金（精算⇒余剰金を返還）

推進協活動の基本となる財源を市・区社協から助成
○市社協 18 万円 + ○区社協（10 万円+加算金）

B つながり応援事業（精算⇒余剰金を返還）

「ふれあいネットワーク活動」と「ふれあいいきいきサロン」の実施学区で
申請があった学区について、市社協から 4 万円助成

C ふれあい給食サービス事業（未実施回数分を返還）

実施回数に応じて、市・区社協から助成。申請した実施予定回数・参加人数を
満たせば余剰金の返還は不要

D 地域支えあい事業（精算⇒余剰金を返還）

コミセン電話代負担金やボランティアポイント還元金以外を精算し余剰金を返還

《令和6年度の精算について》

- (1) 市・区社協共に助成金に残額が生じた場合は返金になります。ただし、ふれあい給食サービス事業については、実施回数に応じた精算になります。
- (2) 返還金が発生する場合は、**3月25日(火)**までに指定口座へ振り込みまたは現金でご返金ください。

※指定口座への振り込みでご返金の場合は、振込手数料を引いた額でお振込みください。

(返還額=振込額+振込手数料) また、**返還金がある場合は、別紙「助成返還金報告書」(全事業共通)を区社協へ提出**願います。(メールまたはFAX可)

- (3) お振込みいただく際の振込名は(**〇〇学区推進協返還金**)でお願いします。

【指定口座】

■三菱UFJ銀行 八事支店 普通 0335338

■名義 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 なごやしてんぱくくしゃかいふくしきようぎかい 名古屋市天白区社会福祉協議会 いっぽん 一般

じおきよくちよう 事務局 長 なうちたけとし 名内丈資

(R6精算返金がある学区) 返金期限:3月25日(火)

《令和6年度報告書・令和7年度申請書の提出方法について》

*具体的な提出書類は、次ページ以降の各事業の説明箇所に記載されています。

- (1) メール・郵送・窓口持参のいずれかの方法でご提出ください。

※提出書類には名簿など個人情報が含まれますので、ご郵送の際は配達履歴が確認できる

レターパックライト・簡易書留などをご利用ください。郵送にかかる費用は学区でご負担ください。

- (2) メールでのご提出の際は、以下のアドレスまでお送りください。なお、お送りいただく添付ファイルは、1回の送信につき20MBが上限になります。

メールの件名は(〇〇学区推進協助成金について)でお願いします。

提出先メールアドレス

tenpakuVC@nagoya-shakyo.or.jp

※誤送信が無いよう、お送りの際は十分にご注意ください

※メールでお送りいただく際は、念のため送信した旨、天白社協までご連絡ください。

(R6実績報告・R7助成申請) 提出期限:4月30日(水)

ただし、地域支えあい事業については、3月28日(金)

(R6助成金 振込予定日):6月6日(金)

※日程が前後する場合がございます。

《各事業詳細について》

【 A 推進協事業助成金について 】

＊市社協と区社協の助成金を合算で精算

1 助成金の財源および助成額について

- ①市社協（名古屋市福祉基金）より18万円
②区社協（共同募金配分金）より10万円 + 事業に応じた金額を加算
（別紙「事業助成金一覧」参照）
- ①+②
合計額を
交付

★市・区社協ともに余剰金が生じた場合は返還いただきます。

2 助成金の主な使途について

- ① 推進協が主催または共催する事業経費（消耗品、会場使用料、講演会等講師謝金、ボランティア保険等）
② 推進協事業にかかる物品の買い出しまたは研修会への参加にかかる交通費
③ 買い出し物品が多く、車での運搬が必要な場合のガソリン代（1台1回500円以内）
※②③については、別紙「令和7年度交通費支払明細表」をご活用ください。
④ 市・区社協主催の会議・研修会への参加費用（車を使用した際のコインパーキング代等）

【対象外】

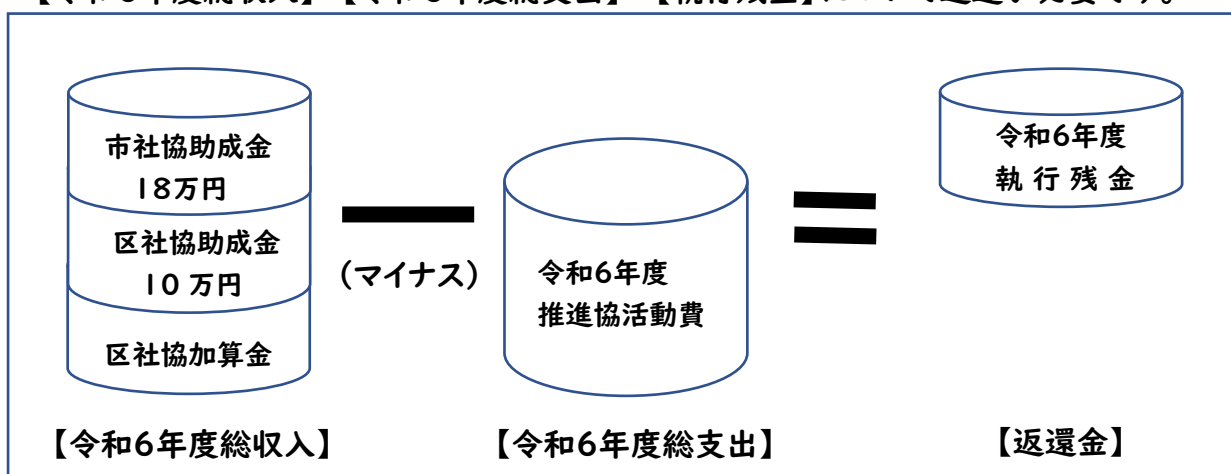
- ・地域団体への再助成（共催事業の場合を除く）【例】サロン代表者に1万円を助成など
- ・推進協構成員への現金（金券）・謝金の支払い（実費弁償費を除く）
- ・ふれあい給食サービス事業にかかる経費

3 令和6年度助成金の精算について

（注意）「つながり応援事業」、「ふれあい給食サービス」、「地域支えあい事業」助成金は含みません。

- ① 上記助成金を除いた下記の助成金の中で、

【令和6年度総収入】－【令和6年度総支出】＝【執行残金】について返還が必要です。



＊執行残が18万円以下の場合には、市社協助成に返還。返還金が18万円を超える場合は、
超えた金額については区社協助成金に返還いただきます。（考え方は前記のとおりになりま
すが、実際の返金はどちらも区社協へ一括返還になります）

＊総収入には、繰越金や学区負担金（自主財源）、地域支えあい事業ボランティアポイント
還元金は含まれません。

【 B つながり応援事業について 】

＊実施学区のみ

1 助成金額について

「ふれあいネットワーク活動」および「ふれあい・いきいきサロン活動」を実施している場合、市社協（名古屋市福祉基金）より **40,000 円** を助成

★助成を受け、年度終了時に余剰金がある場合は、余剰金の返還が必要となります。
（※返還金の取り扱いは推進協と同様です。）

2 助成金の使途について

推進協が実施する以下の事業にかかる経費

- ふれあいネットワーク活動
- ふれあい・いきいきサロン活動

3 提出書類

- ① 令和 6 年度事業報告関係書類
- ② 令和 7 年度助成金申請関係書類
- ③ 事業報告の添付書類

〔 ・領収書またはレシートの写し ・内容のわかるチラシや周知文 ・事業実施時の写真 〕
（書類でのご提出の際は、事前に推進協でコピーをご用意いただきますよう、ご協力をお願いします。）

※上記①②に添付する「ふれあいネットワーク活動内容（別紙1）」、「ふれあい・いきいきサロン活動内容（別紙2）」については推進協事業の報告様式と兼ねます。

（R6精算返金がある学区）返金期限 ： 3月25日（火）

（R6実績報告・R7助成申請）提出期限 ： 4月 30 日（水）

（R7助成金 振込予定日） ： 6月6日（金）

※日程が前後する場合がございます。

【 C ふれあい給食サービス事業助成金について 】

*実施学区のみ

I 財源および令和7年度助成額について

- ①市社協（名古屋市福祉基金）より**実施回数、参加人数に応じた額（別表Ⅰ）**（※Ⅰ）
- ②区社協（共同募金配分金）より**実施回数に応じた額（1回15,000円、上限9万円）**（※Ⅱ）
- ①+②の合計額を助成

（※Ⅰ）（別表Ⅰ）「運営費助成額基準表」の参加人数ランクはR6年度実績を参考に選択。R7申請からR7実績の参加人数ランクが下がらないように申請。（やむを得ずの場合も1ランクの違いまで）

（※Ⅱ）令和6年度は特例措置として1回15,000円を助成。（令和3年度までは1回10,000円）依然物価高が継続している状況であるため、令和7年度も特例措置を継続する。

2 令和7年度の助成要件について

- ① 実施方法は、会食での実施を原則として配食（*「交流なし持ち帰り方式」も含む）との併用も可能
- ② **年間を通じて4回以上**実施すること。そのうち**年1回以上は会食**（*「交流あり持ち帰り方式」も含む）を実施すること
- ③ **1回あたりの参加者が11名以上**見込めること
- ④ **対象者が食材料費用の全部または一部を負担すること**

《*経過措置について》 期間は令和6年度から当面の間

- (1) 会食、『届ける方式』の配食に加え、『持ち帰る方式』も助成対象とする。
- (2) 持ち帰る方式は原則として配食区分での助成とするが、食事を持ち帰るに際して参加者が一堂に会する交流の場（1時間程度）を設ける場合は、会食区分での助成とする。

ただし、以下の点に留意すること。

★コロナ禍でレトルト食品を配布するなどの給食方式を継続する場合は、**一人あたり、主食を含む1食分相当の食事量を確保すること。（おかずのみは不可）**

★サロン等他の地域活動との抱き合わせは避け、単独の開催とすること。

《会食区分》

- ①集合して交流会+その場で食事
- ②集合して食事のみ
- ③集合して交流会+弁当持ち帰り
『交流あり持ち帰り方式』

《配食区分》

- ①対象者の自宅に配る『届ける方式』
- ②集合して弁当を持ち帰るのみ
『交流なし持ち帰り方式』

3 助成金の主な使途について

- ① 食材費（市社協助成金からの支出は不可）
- ② 食器・調理器具等購入費（給食会が未実施の場合、市社協助成金からの支出は不可）
- ③ レクリエーション経費（消耗品、謝金等）
- ④ 会場使用料
- ⑤ ボランティア行事保険料
- ⑥ 食材等購入時にかかるガソリン代（1台1回500円以内） など

※⑥については、別紙「令和7年度交通費支払明細表」をご活用ください。

【経費対象外】

・打合せ時の食事代・運営ボランティアへの謝礼（金品）・謝金（実費弁償費を除く）

4 助成金の精算・取り扱いについて

- ① 申請書の実施回数が実施できなかった場合は、未実施回数分を返還いただきます。
「会食方式」で申請したが「配食方式」に変更して実施した場合も、差額の返還が必要です。
ただし、天候等やむを得ない事情により中止・変更し、経費の一部を執行している場合は返還不要です。

【市社協助成金】

- (1) 各回において、経費支出せずに中止した場合 ⇒ 未実施回数分の助成金を返還
- (2) 各回において、経費支出後中止した場合 ⇒ 返還不要
- (3) 「会食」から「配食」に切り替えて支出した場合 ⇒ 運営基準ランクとの差額を返還

【区社協助成金】

上記、市社協助成金の精算方法と同様

（経費支出せずに中止した場合は、未実施回数分の助成金返還が必要）

（注意！）申請実施回数が実施できない場合は、年度末に返還金が発生しますので、
経費支出にご注意いただき返還金を残しておいてください。

- ② 実施回数が申請回数を上回った場合や配食方式を会食方式に変更した場合の年度途中の追加助成はありませんので、ご注意ください。
- ③ 繰越金については、目安として4～6月までの事業実施に必要な経費を目安としてください。
必要以上の繰越金にならないよう調整をお願いします。

5 提出書類

- ① 令和6年度事業報告関係書類
- ② 令和7年度助成金申請関係書類
- ③ 事業報告の添付書類

- ・領収書またはレシートの写し
- ・作成したチラシや周知文
- ・事業の様子がわかる写真

(事前に推進協でコピーをご用意いただきますよう、ご協力をお願いします。)

(R6精算返金がある学区) 返金期限 : 3月25日(火)

(R6実績報告・R7助成申請) 提出期限 : 4月30日(水)

(R7助成金 振込予定日) : 6月6日(金)

※日程が前後する場合がございます。

別表 1

「運営費助成額基準表」

令和 7 年度

ランク	参加予定人数	会 食	配 食
基準	1 1 人～2 0 人	5,000円×実施回数	3,000円×実施回数
1	2 1 人～3 0 人	6,000円×実施回数	3,500円×実施回数
2	3 1 人～4 0 人	7,000円×実施回数	4,000円×実施回数
3	4 1 人～5 0 人	8,000円×実施回数	4,500円×実施回数
4	5 1 人～6 0 人	9,000円×実施回数	5,000円×実施回数
5	6 1 人～7 0 人	10,000円×実施回数	5,500円×実施回数
6	7 1 人～8 0 人	11,000円×実施回数	6,000円×実施回数
7	8 1 人～9 0 人	12,000円×実施回数	6,500円×実施回数
8	9 1 人～1 0 0 人	13,000円×実施回数	7,000円×実施回数
9	1 0 1 人～1 1 0 人	14,000円×実施回数	7,500円×実施回数
1 0	1 1 1 人～1 2 0 人	15,000円×実施回数	8,000円×実施回数
1 1	1 2 1 人～1 3 0 人	16,000円×実施回数	8,500円×実施回数
1 2	1 3 1 人～1 4 0 人	17,000円×実施回数	9,000円×実施回数
1 3	1 4 1 人～1 5 0 人	18,000円×実施回数	9,500円×実施回数
1 4	1 5 1 人～1 6 0 人	19,000円×実施回数	10,000円×実施回数
1 5	1 6 1 人～1 7 0 人	20,000円×実施回数	10,500円×実施回数
1 6	1 7 1 人～1 8 0 人	21,000円×実施回数	11,000円×実施回数
1 7	1 8 1 人～1 9 0 人	22,000円×実施回数	11,500円×実施回数
1 8	1 9 1 人～2 0 0 人	23,000円×実施回数	12,000円×実施回数
1 9	2 0 1 人以上	24,000円×実施回数	12,500円×実施回数

別表 2

「備品費助成額基準表」

※新規実施学区のみ

参加希望者数	全部手作り	一部手作り	全部業者
3 0 人以下	180,000 円	135,000 円	90,000 円
3 1 人～5 0 人	200,000 円	150,000 円	100,000 円
5 1 人～7 0 人	220,000 円	165,000 円	110,000 円
7 1 人以上	240,000 円	180,000 円	120,000 円

《 D 地域支えあい事業 》

※実施学区のみ

I 助成金について

① 市社協 より100,000円

※コミセン電話を相談窓口として使用している場合は
36,000 円加算(コミセンの領収書必要)

※助成金は余剰金が生じた場合は返金

※返還金の取り扱いとは推進協と同様

※新規開設の際は開設助成金として 100,000 円加算

② 区社協 より 20,000円

③ ボランティアポイント還元金 ⇒ 推進協事業で活用(精算不要)

①+②
合計額を交付

2 主な使途について

① 市社協助成金:事業経費(消耗品、備品、研修、交通費 湯茶代等 ボランティア活動保険料も可) 【対象外】

- ・認定事業への再助成
- ・過度な飲食代
- ・登録ボランティアへの現金(金券)の支払い

② 区社協助成金: ご近所ボランティア交流会・研修会開催経費 ※残金は推進協事業に充当可能

3 提出書類

- ① 令和6年度事業報告関係書類
- ② 令和7年度助成金申請関係書類
- ③ 事業報告の添付書類

- ・領収書またはレシートの写し
- ・作成したチラシや周知文

※コミセン電話を使用している学区は、使用料としてコミセン会計に 36,000 円を支出して、コミセンの領収書(写)を添付ください。

(提出前にコピーをご用意いただきますよう、ご協力をお願いします。)

***申請・報告書の提出期日が、他の推進協助成申請・報告と日程が違うため要注意**

(R6精算返金がある学区) 返金期限 : 3月25日(火)

(R6実績報告・R7助成申請) 提出期限 : 3月28日(金)

(R7助成金 振込予定日) : 6月6日(金)

※日程が前後する場合がございます。

～あなたもまちもいきいき！～

ふれあいいきいきサロン

整備助成金



「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ①地域住民のみなさまが（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ②身近な場所に集まって（コミュニティセンター、集会所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園などの集いの場）
- ③気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開 設 助 成 金	運 営 助 成 金※②、③については、高齢者のみ	
内 容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成	
参 加 対 象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること		
実 施 場 所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園など地域住民が集える身近な場所		
実 施 回 数	月 1 回 以上、定期的に	月 2 回 以上、定期的に	月 4 回 以上、定期的に
助 成 額	50,000 円	① 月 2,000 円（小規模） ② 月 6,000 円（中規模） ③ 月 10,000 円（大規模）	① 月 4,000 円（小規模） ② 月 12,000 円（中規模） ③ 月 20,000 円（大規模）
参 加 人 数	5 人以上	① 5 人以上（小規模） ② 15 人以上（中規模） ③ 25 人以上（大規模）	
申 請 の 条 件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合		
申 請 時 期	随時受付（区社協）	半期ごとに受付（区社協）	
そ の 他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書（開設費用申請時）等、添付書類が必要になります。		

※詳しい申請方法・助成内容については、必ず天白区社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。
この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいきいきサロン推進事業（名古屋市福祉基金）」に基づき実施しています。



子ども食堂、学習支援等にかかる助成金について（予定）

＜子ども食堂等に対する助成金の主な要件＞

	子ども食堂整備助成金（名古屋市社協）			子ども食堂等運営補助金 （名古屋市） ※2
	開 設 助 成 金	応 援 助 成 金 ※1		
内 容	開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	運営の実績に対する助成		運営に必要な経費に対する補助（食材、衛生用品、事業に必要な消耗品、会場賃借料等）
取 り 組 み	主に子どもを対象とした無料又は低額で食事を提供する取り組み			子ども食堂・学習支援等により子どもに居場所を提供し、子どもの見守りや支援に繋げる取り組み
実 施 場 所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設など地域の身近な場所			
実 施 回 数	月 1 回以上 定期的に	月 2 回以上 定期的に	月 4 回以上 定期的に	月 1 回以上 1 事業あたり 1.5 時間以上 子ども食堂、学習支援等はそれぞれ別の時間帯で別事業で実施していること
助 成 額	50,000 円	月 2,000 円	月 4,000 円	1 事業 100,000 円 2 事業 200,000 円
参 加 人 数	子どもが 5 人以上			子どもが 10 人以上
申 請 の 条 件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合			
申 請 時 期	随時受付 （区社協）	半期ごとに受付 （区社協）		4 月～9 月（予定）
助 成 決 定	市社協	市社協		名古屋市
財 源 財 源	市補助金	福祉基金		市 費
そ の 他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書（開設費用報告時）、帳簿（運営費用申請時）等、添付書類が必要になります。			申請には規約、また報告には領収書（レシート）等の添付書類が必要になります。

※1 応援助成金は、従来の「ふれあい・いきいきサロン推進事業運営助成金」を組みかえて実施するものです

※2 名古屋市子ども食堂等運営補助金の周知・申請受付は、名古屋市社協地域福祉推進部で行います。

※3 愛知県子ども食堂補助金の 2023 年度募集は、愛知県の Web ページにて 6 月上旬公表予定です。

地域福祉推進協議会助成金の適正管理・執行について

推進助成金の主な財源は「地域福祉基金」、「赤い羽根共同募金」の2つでいずれも寄附金です。助成金については、適正に管理・執行していただいていることと存じますが、あらためて下記の点についてご配慮・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 推進協構成員への過度な飲食物・謝礼提供の廃止

虚礼を廃止し、関係者内での助成金利用は極力控え誤解を招かない予算執行をお願いします。

〔運営上食事が必要となる場合は、お1人1,000円程度までとします。
また、構成員へのアルコール類の提供、謝金は不可です（実費弁償費を除く）〕

2 事業報告書への領収書(写)添付

年度初めにご提出いただく実績報告には支出内容が分かる領収書(写)の添付をお願いします。なお、個人名義領収書は承認できません。

また、他団体との合同事業については、領収書(写)で内訳が分かるように提出してください。

3 予算審議及び決算報告のための総会の実施

学区地域福祉推進協議会において監査(事業及び会計監査)を実施した上で、年1回以上の総会を実施してください。

(会計の方のみでなく、複数人での予算執行管理をお願いします。)

総会の実施につきましては、本会学区担当職員も参加させていただければと存じますので、ご連絡ください。